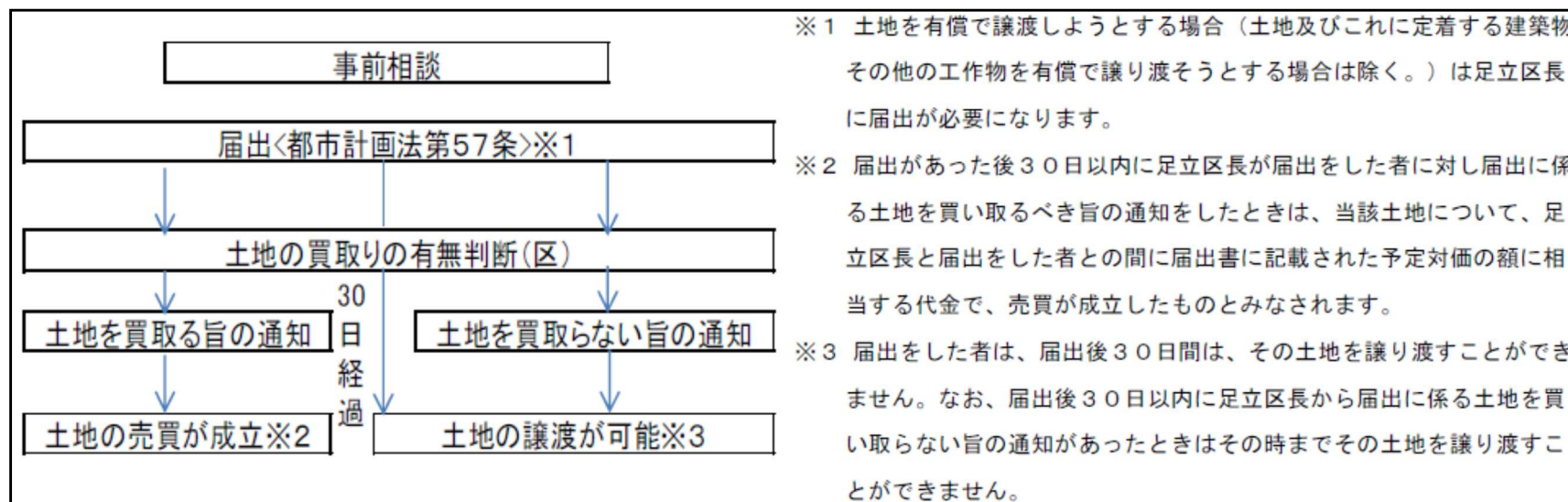


第一種市街地再開発事業（北千住駅前地区）の都市計画決定に関するお知らせ

当地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、再開発による広域拠点にふさわしい活力と魅力ある駅前環境を形成するため、施行区域の約0.6ヘクタールについて第一種市街地再開発事業を令和8年6月15日付で都市計画決定の告示をしました。

今後、当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法第57条に基づき、足立区長に届出が必要になります。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について（都市計画法第57条）



■お問い合わせ先：市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出の受付（都市計画法第57条）
足立区役所 都市建設部 都市建設課 都市計画係（北館4階） 電話03（3880）5280